

平成26年度山梨県違反建築防止週間実施要綱

1 目 的

本週間は、建築基準法その他関係法令の目的・内容について広く県民の理解と認識を深め違反建築の防止を図るとともに、建築基準法が定める諸手続の徹底を図り、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資することを目的とする。

2 期 間

平成26年10月15日（水）から10月21日（火）まで

3 実施主体

山梨県

4 重点事項

- (1) 中間検査及び完了検査（以下「各検査」という。）の徹底のための啓発及び督促等
- (2) 適切な工事監理が行われるための啓発及び指導等
- (3) 違反建築物対策の徹底

平成23年度から山梨県建築行政マネジメント計画を実施しており、上記（1）及び（2）を重要施策としているため、より一層の建築基準法の実効性の確保と周知を図り、併せて各検査を受けていない建築物に対するパトロールを重点的に行う。

（3）については、違反建築物に対する改善指導をより一層徹底する。

5 実施要領

(1) 取組み

違反建築防止週間の周知

違反建築防止週間に係る活動について、ポスター・パンフレット・広報等を活用し周知する。

各検査制度の周知と受検促進

ポスター・パンフレット・広報等による各検査制度の周知のほか、特定工程工事終了予定年月日及び工事完了予定年月日を過ぎても各検査を受けていない建築物に対する重点的なパトロール等を行い、受検を促進する。

工事監理者選定の周知

工事監理者の適切な選定が違反建築物あるいは欠陥建築物の発生を防止し建築主の利益を守ることにつながるため、建築基準法及び建築士法に定められた工事監理者の選定についてパンフレット配布等により周知する。

関係機関等との連携

県と関係機関等が一体となって違反建築の防止に取り組むため、関係機関等との連携について積極的に働きかける。

違反建築物への指導等の徹底

違反建築物をなくすため、違反が判明している建築物への継続的な改善指導等、違反建築物対策のより一層の徹底を図る。

(2) 一斉公開建築パトロール実施内容

1) 日 時

平成25年10月16日(木) 午前10時から午後3時まで

2) 実施方法

- 建築活動の活発な地域等において建築工事現場の点検に重点を置いたパトロールを行う。
- 各現場において「建築基準関係規定に係る実態違反」「確認・各検査等に係る手続違反」「工事監理状況」等について点検し、必要に応じて指導等を行う。

3) 動員体制

県の建築関係職員、市町村職員で班を編成する。

4) 報 告

- 実施計画について、10月3日(金)までに【様式1】にて報告すること。
- 実施結果について、10月16日(木)午後3時10分までに【様式2】にて報告すること。その際、特に悪質な事例があった場合は、その概要について【様式3】等にて報告すること。
- 報告は原則、電子メールで送付すること。
- 報告先

山梨県 県土整備部 建築住宅課 建築審査担当 福田・武藤

電子メール：fukuda-akxw@pref.yamanashi.lg.jp

T E L : 0 5 5 - 2 2 3 - 1 7 3 5